

大分県報

令和五年
号外（四〇）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規則

大分県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正
知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定

規則

大分県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬貞

大分県規則第二十七号

大分県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

大分県情報公開・個人情報保護審査会規則（昭和六十三年大分県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「会長及び会長が指定する四人の委員（以下「指定委員」という。）」を「指定委員（会長及び会長が指定する四人の委員をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条第一項中「及び同項第二号ト」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬貞

大分県規則第二十八号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び大分県個人情報保護法施行条例（令和四年大分県条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し、知事が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

（知事が指定する公文書館等に類する施設）

第二条 令第十六条第二号の知事が指定する施設は、大分県立先哲史料館及び大分県立埋蔵文化財センターとする。

（個人情報ファイル簿）

第三条 法第七十五条第一項の個人情報ファイル簿は、第一号様式とする。

（保有個人情報開示請求書）

第四条 法第七十七条第一項の書面は、保有個人情報開示請求書（第二号様式）とする。

2 条例第三条第一項の規定により知事が定める事項は、開示の実施の方法、場所及び希望日とする。

（開示請求における本人確認書類）

第五条 令第二十二条第一項第二号及び同条第二項第二号の書類は、別に定める。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第六条 法第八十二条第一項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（第三号様式）とする。

2 法第八十二条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第四号様式）とする。

（保有個人情報開示決定等期間延長通知書等）

第七条 法第八十三条第二項後段及び条例第五条第二項後段の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第五号様式）とする。

2 法第八十四条後段及び条例第六条後段の書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第六号様式）とする。

（保有個人情報開示請求事案移送書等）

第八条 法第八十五条第一項前段の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書面により通知するものとする。

一 移送先の行政機関 他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書（第七号様式）

二 開示請求者 開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書（第八号様式）

令和五年三月三十一日

大分県報号外（規則）

一

（第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等）

第九条 法第八十六条第一項及び第二項の規定による通知は、それぞれ保有個人情報開示決定等意見照会書（第九号様式又は第十号様式）により行うものとする。

2 法第八十六条第一項及び第二項の意見書の提出は、保有個人情報開示決定等意見書（第十一号様式）によるものとする。

3 法第八十六条第三項後段の書面は、意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（第十二号様式）とする。

（開示の実施の方法等）

第十条 法第八十七条第一項の知事が定める開示の方法は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、知事が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を磁気ディスク等に複製したものの交付とすることができる。

2 公文書の写し又はそれを複製したものの交付の部数は、一件の請求につき一部とする。

3 知事は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 令第二十三条第二号の事務所における開示を実施する場所は、情報センター又は地区情報コーナーとする。

5 令第二十六条第一項の書面は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第十三号様式）とする。

（費用負担等）

第十一条 条例第七条ただし書に規定する写しの交付等に要する費用の額は、別に定める。

2 前項の費用は、現金又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書若しくは定額小為替証書（次項において「為替証書」という。）により納付しなければならない。

3 令第二十八条第四項後段の知事が定める方法は、郵便切手又は為替証書による納付とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第十二条 法第九十一条第一項の書面は、保有個人情報訂正請求書（第十四号様式）とする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第十三条 法第九十三条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（第十五号様式）と

する。

2 法第九十三条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（第十六号様式）とする。

3 法第九十四条第二項後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第十七号様式）とする。

4 法第九十五条後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第十八号様式）とする。

（保有個人情報訂正請求事案移送書）

第十四条 法第九十六条第一項前段の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書面により通知するものとする。

一 移送先の行政機関 他行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書（第十九号様式）

二 訂正請求者 訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第二十号様式）

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第十五条 法第九十七条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第二十一号様式）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第十六条 法第九十九条第一項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（第二十二号様式）とする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第十七条 法第一百一条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（第二十三号様式）とする。

2 法第一百一条第二項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第二十四号様式）とする。

3 法第一百一条第二項後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第二十五号様式）とする。

4 法第一百三十三条後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第二十六号様式）とする。

（諮問をした旨の通知）

第十八条 法第一百五十三条第三項で準用する同条第二項の規定による通知は、大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第二十七号様式）により行うものとする。

（委任）

第十九条 この規則に定めるもののほか、知事が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)
- 2 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十四年大分県規則第六十一号)は、廃止する。

第10条様式(第3条関係)

個人情報データベース

個人情報データベースの名称	
行政機関等の名称	
個人情報データベースが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報データベースの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 <small>(電算処理ファイル)</small> <small>政令第21条第7項に該当するファイル</small> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 <small>(ペニユアル処理ファイル)</small>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

第2号様式（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

大分県知事

殿

氏名

住所又は居所

電話番号() ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

Blank box for item 1.

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法、場所及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧又は視聴 写しの交付

<実施の場所> 閲覧センター 地区情報コーナー(地区)

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード

ウ その他 ()

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人

(イ) 本人の住所又は居所 (ふりがな)

(ウ) 本人の氏名 住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

4 職員記載欄

事務担当課所等

Blank box for staff information.

第3号様式 (第6条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

(裏)

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

あなたが開示請求書に記載した開示の実施方法による開示の可否等	
写しの作成に要する費用	円 ()
郵送に要する費用	1 準備に要する日数 日 2 郵送に要する費用 円 (普通郵便の場合) ※簡易書留又は本人限定受取の方法を希望する場合は、別途費用が必要です。

5 事務担当課所等

電話番号 () - _____

備考 窓口で保有個人情報の開示を受けるに当たっては、この通知書を係員に提示してください。

第4号様式（第6条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項及び大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号）第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） -

第6号様式 (第7条関係)

保有個人情報開示決定等期間特別延長通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条及び大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示決定等の期限の特 例（法第84条及び条例 第6条）を適用する理 由	
開示請求に係る保有個 人情報のうち相当の 部分について開示決定 等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報に ついて開示決定等をす る期限	年 月 日
事務担当課所等	電話番号（ ） —

第7号様式 (第8条関係)

他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書

第 年 月 日 号

(他の行政機関の長等) 殿

大分県知事



年 月 日付けで大分県知事に請求のあった保有個人情報の開示について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	氏名： 住所又は居所： 連絡先：
開示請求者氏名等	<p>（法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所</p>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求書 移送前に行った行為の概要記録 . .
事務担当課所等	電話番号（ ） —
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

第8号様式（第8条関係）

開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	(行政機関の長等)
移送先	(連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：
移送をした機関の事務担当課所等	電話番号 () -

第9号様式（第9条関係）

保有個人情報開示決定等意見照会書（法第86条第1項適用）

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示請求がありました。

つきましては、同法第86条第1項の規定により通知しますので、当該保有個人情報を開示することにつき意見がある場合は、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当課所等）	(課室名) (所在地) (電話番号) () -
意見書の提出期限	年 月 日

第10号様式（第9条関係）

保有個人情報開示決定等意見照会書（法第86条第2項適用）

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示請求がありました。

つきましては、同法第86条第2項の規定により通知しますので、当該保有個人情報を開示することにつき意見がある場合は、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書が提出されない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当課所等）	(課室名) (所在地) (電話番号) () -
意見書の提出期限	年 月 日

第11号様式（第9条関係）

保有個人情報開示決定等意見書

年 月 日

大分県知事

殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のおつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
開示についての意見	
連絡先	

第12号様式（第9条関係）

意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出があった保有個人情報の開示については、下記のとおり保有個人情報を開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示する理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課所等	電話番号（ ） -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第10条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

大分県知事

殿

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒

電話番号（ ） -

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号： 第 号
日 付： 年 月 日
- 2 開示決定に係る保有個人情報の名称

--	--

3 求める開示の内容

開示を求める保有個人情報	実施の方法
<input type="checkbox"/> 2の全部	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は複製 <input type="checkbox"/> 写しの交付
<input type="checkbox"/> 2の一部	(2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 情報センター <input type="checkbox"/> 地区情報コーナー（ ）
一部の場合、当該部分の内容	(3) 実施を希望する日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付
[]	希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取

- ※ 1 該当する内にポイントを記入し、（ ）内に必要事項を記入してください。
- ※ 2 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。
- ※ 3 保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、別紙により当該部分ごとに開示の実施方法を記入してください。

- 4 申出書等の提出先
大分県情報センター
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

(別紙)

開示を求める保有個人情報	実施の方法
<input type="checkbox"/> 2の一節 一節の場合、当該部分の内容 []	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 情報センター <input type="checkbox"/> 地区情報コーナー () (3) 実施を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取
<input type="checkbox"/> 2の一節 一節の場合、当該部分の内容 []	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 情報センター <input type="checkbox"/> 地区情報コーナー () (3) 実施を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取
<input type="checkbox"/> 2の一節 一節の場合、当該部分の内容 []	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 情報センター <input type="checkbox"/> 地区情報コーナー () (3) 実施を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取

第14号様式(第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

大分県知事 殿 年 月 日

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第90条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____ 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 () 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 イ (ふりがな) 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 〒 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

職員記載欄

事務担当課所等

備考

第15号様式（第13条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	(訂正内容)
訂正する内容及び理由	(訂正理由)
事務担当課所等	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

第16号様式（第13条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正しない理由	
事務担当課所等	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

第17号様式 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
事務担当課所等	電話番号 () -

第18号様式 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例（法第95条）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当課所等	電話番号 () -

第19号様式（第14条関係）

他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書

第 年 月 日 号

（他の行政機関の長等） 殿

大分県知事

印

年 月 日付で大分県知事に請求のあった保有個人情報の訂正について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
訂正請求者氏名等	
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
事務担当課所等	電話番号（ ） —
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

第20号様式（第14条関係）

訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	（行政機関の長等）
移送先	（連絡先） 部局課室名： 所在地： 電話番号：
移送をした機関の事務担当課所等	電話番号（ ） —

第21号様式 (第15条関係)

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 年 月 日 号

(他の行政機関の長等) 殿

大分県知事



(他の行政機関の長等) に提供している保有個人情報について、下記の通り訂正を実施したので、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第97条の規定により通知します。

記

訂正を実施した保有個人情報の名称等	
保有個人情報の特定のための情報	(訂正請求者の氏名、住所等)
訂正した内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当課所等	電話番号 () -

第22号様式 (第16条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

大分県知事 殿

(ふりがな) 氏名

住所又は居所

〒 電話番号 () -

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第98条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、□消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

- 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人
- 請求者本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード その他 ()
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
- 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合には、記載してください。)
ア 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな)
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所
- 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
- 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

職員記載欄

事務担当課所等	
備考	

第23号様式（第17条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	(利用停止の内容)
利用停止する内容及び理由	(利用停止の理由)
事務担当課所等	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。

第24号様式（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止しないことに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当課所等	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。

第25号様式 (第17条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
事務担当課所等	電話番号 () -

第26号様式 (第17条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例（法第103条）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務担当課所等	電話番号 () -

第27号様式（第18条関係）

大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

印

個人情報の開示決定等訂正決定等、利用停止決定等]に対する審査請求について、下記のとおり大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の内容	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号
事務担当課所等	電話番号 () -

(注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の内容」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

(注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、大分県情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。